

固定電話番号等に関する現行制度

総合通信基盤局
番号企画室
平成30年4月26日

●電気通信事業法

(電気通信番号の基準)

第五十条 電気通信事業者は、電気通信番号(略)を用いて電気通信役務を提供する場合においては、その電気通信番号が総務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。 (略)

2 前項の基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。

二～四 (略)

●電気通信番号規則(総務省令)

(端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

第九条 端末系伝送路設備(第十二条に規定するものを除く。)を識別するための電気通信番号(第十条の電気通信番号を除く。)は、次のとおりとする。

一 固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。)及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備(第四号の端末系伝送路設備を除く。)を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

別表第二

電気通信番号の種別	要 件
5 第9条第1項第1号に規定するもの(注2)	1 <u>固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること。</u> 2 <u>第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、法第42条第1項又は第4項の規定に基づく確認(以下「事業用電気通信設備の自己確認」という。)を行っていること。(注3)</u> 3 <u>第9条第1項第1号に規定する電気通信番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること。</u> 4 (略) 5 <u>緊急通報が利用可能であること(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</u> 。 6～8 (略)

注2 無線呼出しに係る指定については、「要件」の欄の5及び6を除く。

注3 事業用電気通信設備の自己確認に際しては、総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準JJ201.01以上の測定方法に基づて測定されたものであること。

●平成9年郵政省告示第574号(電気通信番号規則の細目を定めた件)

第一条 電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号。以下「規則」という。)第九条第一項第一号の規定により市町村等の区域を勘案して総務大臣が定める電気通信番号は、九けたの十進数字とし、末尾四けたを除く数字は別表第一号に定めるものとする。ただし、同表中市内局番の欄の数字は、総務大臣の指定により電気通信事業者(規則第五条第一項に規定する電気通信事業者をいう。別表第一号において同じ。)ごとに定めるものとする。

別表第一号 (一部の番号区画を抜粋)

番号区画コード	番号区画	市外局番	市内局番
2 1 9	東京都23区、狛江市（西和泉を除く。）、調布市（入間町、国領町八丁目、仙川町、西つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘、緑ヶ丘及び若葉町に限る。）、三鷹市中原一丁目	3	B C D E
3 6 3	大阪府池田市空港、大阪市（東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目を除く。）、門真市（略）、吹田市、摂津市（略）、豊中市（略）、東大阪市（略）等	6	B C D E
4 2 8	兵庫県明石市、加古川市平岡町土山、神戸市、西宮市（北六甲台、すみれ台及び山口町に限る。）、加古郡播磨町（上野添、北野添、古宮、西野添、野添、野添城、東野添、東新島及び二子に限る。)	7 8	C D E

転送電話に関する現行制度(電気通信事業法上の位置づけ)

- 現行の電気通信事業法において、転送電話サービスは「登録又は届出を要する電気通信事業」に該当する※。
- 他方、電気通信番号の使用の観点からの転送電話サービスに関する規律はない。

電気通信事業参入マニュアル【追補版】<抜粋>

(平成17年8月18日 初版、平成29年6月23日 第二版)

4. 主な事例と考え方

「登録又は届出を要する電気通信事業」には、一般的に以下のような電気通信役務を提供する事業が該当する。また、これらの電気通信役務の卸・再販を行う場合も、「登録又は届出を要する電気通信事業」に該当する。

加入電話、ISDN、中継電話、国際電話、公衆電話、FAX、電報、携帯電話、PHS、移動端末データ通信、データ伝送（フレームループ・ATM交換等）、IP電話、ISP、FTTH・DSL・CATV・FWA・公衆無線LANアクセス、インターネット関連サービス（電子メール、インスタント・メッセージ、IX等）、広域イーサネット、IP-VPN、専用役務、無線呼出し等

「登録又は届出を要する電気通信事業」に係る主な事例とそれに対する考え方は以下のとおりであるが、事業の内容によっては異なる判断となる場合があるので、留意願いたい。

また、いわゆる「ポータルサイト」、「SNS（Social Networking Service）」など、様々なサービスが複合的に提供されている場合は、それぞれのサービスごとに、登録・届出の要否を判断することとなる。

(1) 登録又は届出を要する事例

事 例	考 え 方
転送電話サービス	自らが使用・管理する電話番号をサービスの利用者に提供し、発信者からの当該電話番号への着信通話を当該利用者に転送するもの、又は当該利用者からの発信通話を自らが使用・管理する電話番号を経由して着信者に転送するものを行い、他人の通信を媒介していることから、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
電話等受付自動代行サービス	電気通信設備（サーバ等）により人手を介することなく、サービス利用者あての電話やFAX等を受け、当該電話やFAX等の情報の内容を変更することなく、フォーマット変更やメディア変換を行い、利用者に伝達するものをいう。 サービスの提供者は、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介しており、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。

※ 登録又は届出を行わずに転送電話サービスを営んでいる場合には、
・ 3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科とする(登録違反)、
・ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する(届出違反)
とされている。(電気通信事業法第177条・第185条)

● 「転送電話サービス」

自らが使用・管理する電話番号をサービスの利用者に提供し、

- ・ 発信者からの当該電話番号への着信通話を当該利用者に転送するもの、

又は

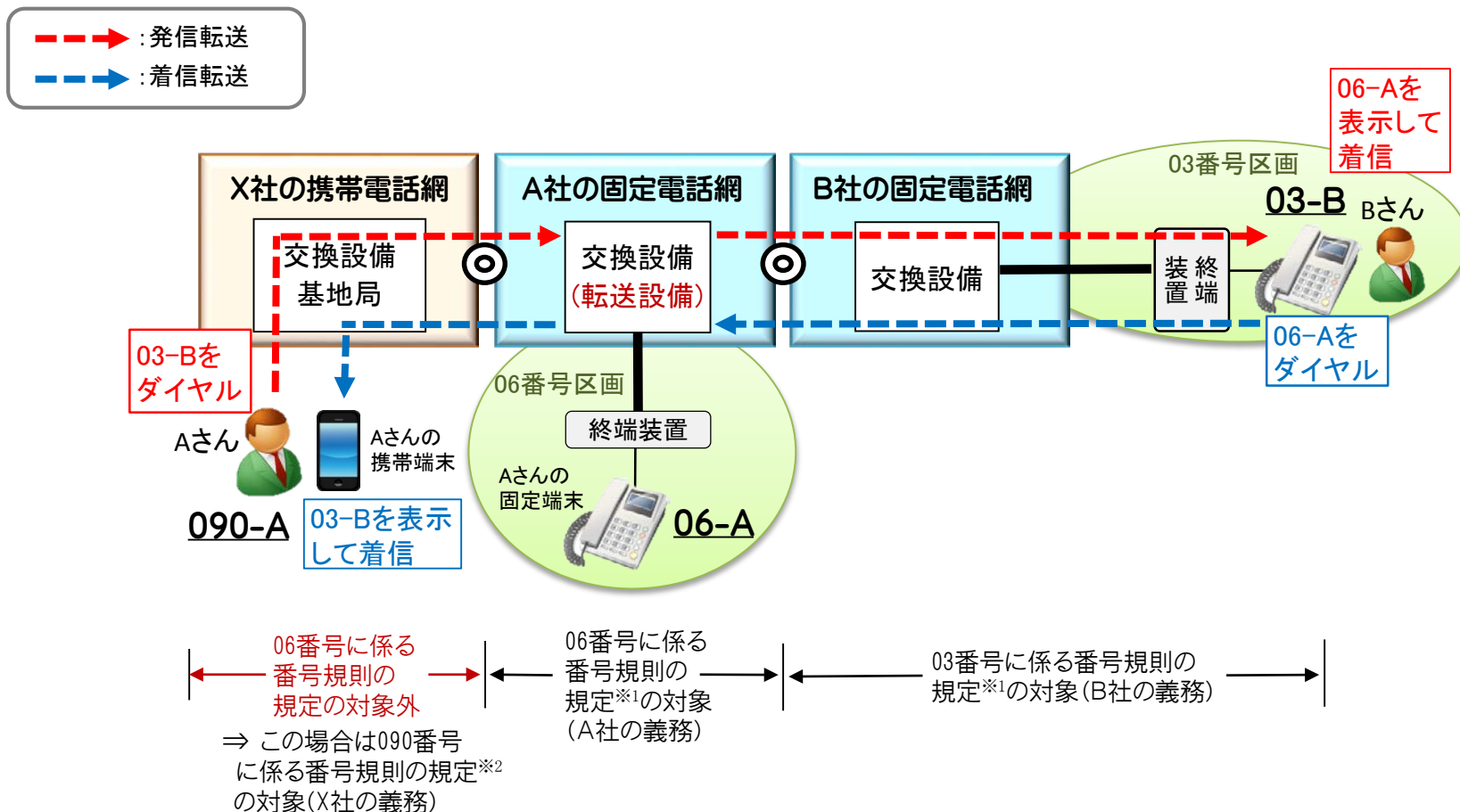
- ・ 当該利用者からの発信通話を自らが使用・管理する電話番号を経由して着信者に転送するものをいい、他人の通信を媒介していることから、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。

転送電話の主な形態と番号規則の関係

1. 固定電話番号の指定を受けた事業者(A社)が提供している転送電話の主な形態(イメージ)

※AさんがA社が提供する転送電話サービスの契約者。通話の相手(Bさん)は固定電話番号(03番号区画内)の場合を想定。

【ケース①】A社の交換設備(転送設備)に(Aさんの)固定電話端末がつながっている場合



※1 0AB～J番号の基準として、A社とB社には、固定電話に係る交換設備等の設置、地理的識別性、通話品質、緊急通報の確保等が求められている。

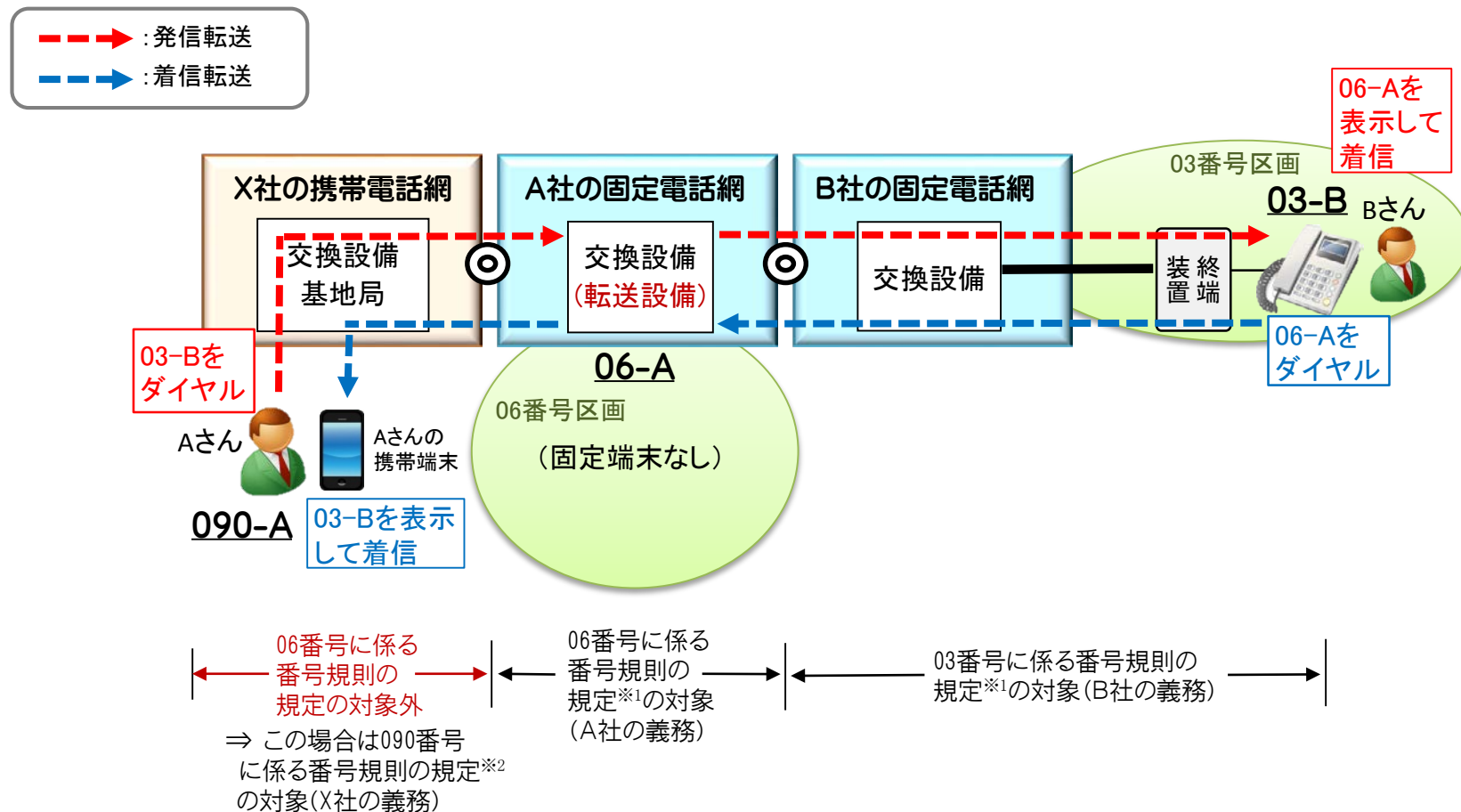
※2 090等番号の基準として、携帯電話に係る基地局の無線局免許、緊急通報の確保等が求められている。

転送電話の主な形態と番号規則の関係

1. 固定電話番号の指定を受けた事業者(A社)が提供している転送電話の主な形態(イメージ)

※AさんがA社が提供する転送電話サービスの契約者。通話の相手(Bさん)は固定電話番号(03番号区画内)の場合を想定。

【ケース②】A社の交換設備(転送設備)に固定電話端末がつながっていない場合



※1 0AB～J番号の基準として、A社とB社には、固定電話に係る交換設備等の設置、地理的識別性、通話品質、緊急通報の確保等が求められている。

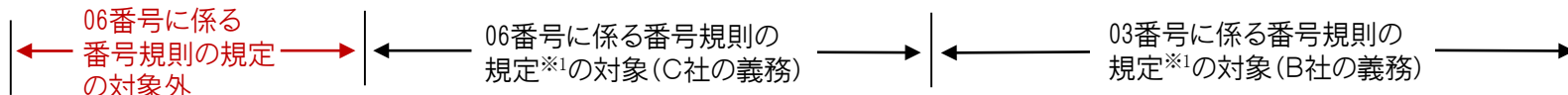
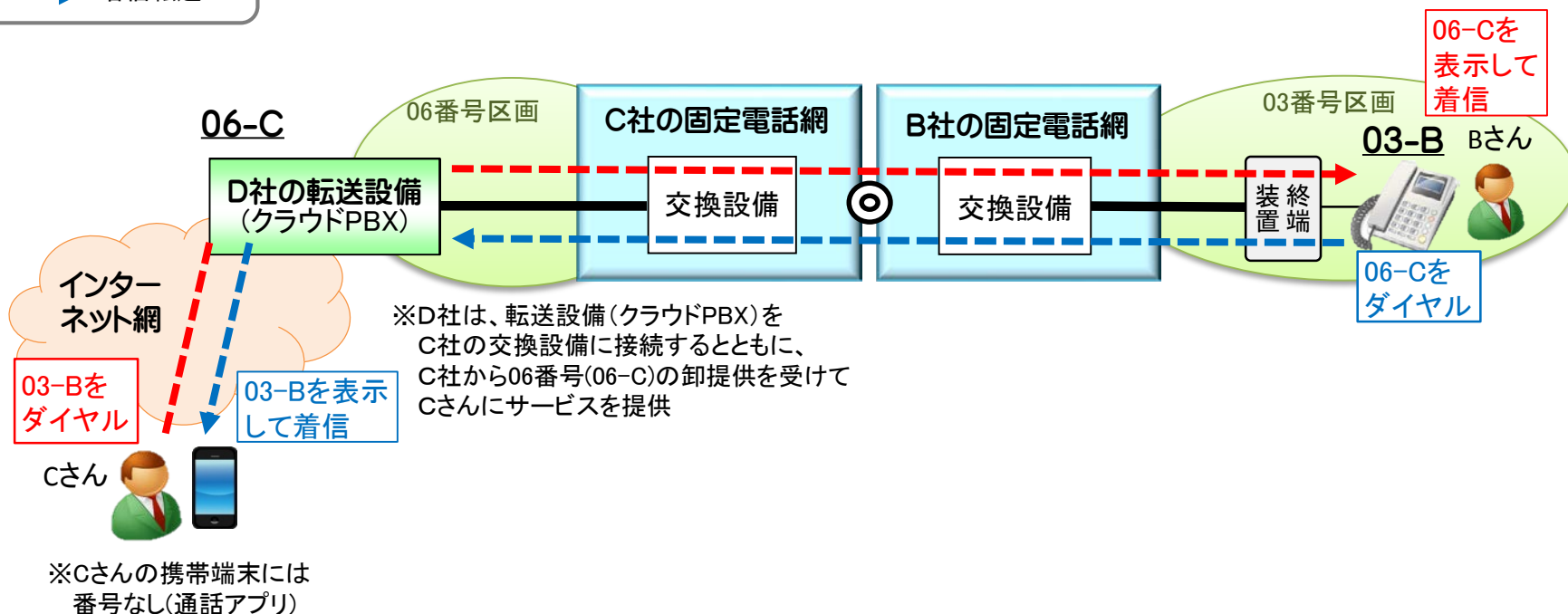
※2 090等番号の基準として、携帯電話に係る基地局の無線局免許、緊急通報の確保等が求められている。

転送電話の主な形態と番号規則の関係

2. 固定電話番号の指定を受けていない事業者(D社)が提供している転送電話の主な形態(イメージ)

---➡ : 発信転送
---➡ : 着信転送

※CさんがD社が提供する転送電話サービスの契約者。通話の相手(Bさん)は固定電話番号(03番号区画内)の場合を想定。



⇒ この場合、D社には番号規則上の義務が全く適用されていない※2。

※1 0AB～J番号の基準として、固定電話に係る交換設備等の設置、地理的識別性、通話品質、緊急通報の確保等が求められている。

※2 国から番号の指定を受けていない事業者には、番号規則に定める番号の基準が適用されていない。